破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０７号
茨城県笠間市笠間295、住民票上の住所茨城県笠間市笠間1537番地
破産者　飯島　光典
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４０号
北海道江別市大麻東町31番地の２　ロジェ大麻東Ｂ棟402、開始決定時の住所北海道江別市高砂町18番地の18　高砂マンション５号室　野際方
破産者　片桐　　聡
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８７５号
札幌市手稲区曙10条２丁目５番１号
破産者　廣井　三郎
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８９号
札幌市白石区菊水上町２条４丁目202番地37　サンフォレスト菊水403号
破産者　小林　　卓
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
北海道二海郡八雲町出雲町１－７　ミサトハイムイズモＢ－105、開始決定時の住所北海道山越郡長万部町字中ノ沢56－１
破産者　濱口　正紀
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２４３号
函館市深堀町１番７号
破産者　坂　　秀雄
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第５５号
青森県弘前市大字千年１丁目５番地24、開始決定時の住所青森県弘前市大字浜の町西３丁目９番地５
破産者　木村　弘子
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第９７号
青森県弘前市大字千年１丁目５番地24、開始決定時の住所青森県弘前市大字浜の町西３丁目９番地５
破産者　木村　久志
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３７号
山形県酒田市下安町10番地の10　下安荘Ａ号、前住所山形県酒田市富士見町２丁目17番地の13
破産者　伊藤　政勝
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第６０号
茨城県日立市日高町２丁目８番２号
破産者　増子美智枝
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県北茨城市中郷町石岡105番地71
破産者　鈴木　政義
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０５号
茨城県北茨城市中郷町石岡105番地71
破産者　鈴木美佐子
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５３４号
埼玉県鴻巣市松原１丁目20番33号
破産者　杉山　繁美
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１３号
埼玉県桶川市大字坂田1511番地の１
破産者　渡部　桂子
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０４号
埼玉県川口市芝西２丁目30番12号　レオパレス南浦和第26－201号、旧住所埼玉県川口市宮町10番３号
破産者　佐々木清人
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
千葉県大網白里市みどりが丘４丁目27番地９　サンリットスクエアＡ102、開始決定時の住所千葉県山武郡大網白里町みどりが丘４－27－９　サンリットスクエアＡ102、開始決定時の住民票上の住所千葉県八街市吉倉567番地
破産者　保谷　　力
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２５号
富山市雄山町５番３号
破産者　西川　一司
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０４号
山梨県甲府市住吉１丁目16番８号
破産者　蓮岡　政行
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係